

# School Guidebook 学校生活の手引き

2020. APR～2023. MAR

Kantogakuin-Mitsuura  
Junior & Senior High School  
関東学院六浦中学校・高等学校

## 学校生活の手引きについて

この手引きは、生徒の皆さんが楽しく豊かな学校生活を送るためのものです。行事、クラスでの過ごし方など、学校生活を送る上での情報も掲載されています。また、保護者の皆様にも必要な情報をまとめた手引きでもあります。

## ■ School Motto 校訓

# 人になれ 奉仕せよ

学院創立第1回の入学式の式辞にキリスト教の精神を高調して建学の精神とし、これを具体的に表現するため「人になれ」と力説した。これは私が祈って上から示された言葉であった。

次に述べたことは「奉仕せよ」であった。

二つの言葉を校訓として機会あるごとにこれを強調して今日に至ったのである。キリストの教訓をもって人たるの人格をみがきキリストの愛の精神をもって奉仕することである。

(創立者 坂田祐先生の“恩寵の生涯”より)

## ■ School Emblem 校章



本学院の象徴であるオリーブは地中海沿岸に繁茂する樹で、聖書の中に書かれている平和を象徴する樹である。このオリーブの十字の花を意匠して校章としている。

## ■ Purpose of Education 教育目標

本校は、次の3項目を教育目標として定めています。これは、建学の精神とそれに基づく校訓の具現化に向けた本校固有の目標です。キリスト教精神による自立した人格の形成と、社会に貢献できる人材の育成を目標に、教育を行ないます。

### 1. ENCOURAGE ONE ANOTHER (共に励まし合う人)

この目標は、「あなたがたは、現にそうしているように、励まし合い、お互いの向上に心がけなさい。(テサロニケの信徒への手紙一5章11節)」から導かれ、日々の学習やクラブ活動・進路指導などを通して獲得していく目標です。他の人の人格を尊重することができ、かつ自己肯定が希薄にならないように、学校の中で共に学び、共に励まし合うことのできる人材の育成を目標としています。

### 2. SERVE THE WORLD (社会に貢献する人)

この目標は、「奉仕の賜物を受けていれば、奉仕に専念しなさい。(ローマの信徒への手紙12章7節a)」から導かれ、キリスト教教育や生活指導などを通して獲得していく目標です。「奉仕」は、校訓にも用いられている言葉であり、この校訓は、社会に貢献できる人材の育成を目標としているものです。奉仕をすることは、その精神に共感し、自由な意志に基づく行動を伴うことが大切です。社会に目を向け、他者への配慮も含め、社会に奉仕できる人材の育成を目標としています。

### 3. WORK FOR PEACE (平和を尊重する人)

この目標は、「平和を実現する人々は、幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる。(マタイによる福音書5章9節)」から導かれ、課外教育や総合的な学習活動を通して獲得していく目標です。「平和」は、戦争に反対するという意味とともに、もっと身近な人々が安全に暮らせることをも含んでいます。人々が安心して暮らすためには、信頼関係が必要です。そこで、平和のために働くことを目指し、信頼に基づく人間関係の構築を目標にしています。

## ■授業時間割表

### 1 月曜日～金曜日の時間帯 (通年)

予鈴 8:20

始鈴 8:25

礼拝・ホームルーム礼拝 8:25～8:45

第1時限 8:50～9:35

第2時限 9:45～10:30

第3時限 10:40～11:25

第4時限 11:35～12:20

午後予鈴 13:00

第5時限 13:05～13:50

第6時限 14:00～14:45

第7時限 14:55～15:40

中学生下校時刻 18:00

高校生下校時刻 18:45

① 中学生の下校時刻は18時、高校生の下校時刻は18時45分とします。

それぞれの時刻までに学校を出なければいけません。

② 中学での部活動を引退して、高校の活動に合流する3年生(2学期以降)は、保護者の承諾が必要になります。承諾の有無は各ご家庭でご判断ください。

③ Grace Room の開室時間は16時～18時30分です。

中学生は18時まで、高校生は18時30分まで利用可能です。

### 2 土曜日の活動

① Grace Room を利用して学習をすることが出来ます。開室時間は9時～16時とします。

② 部活動の活動可能時間は原則として9時～17時とします。ただし、活動時間は4

時間を上限とします。

### 3 日曜日の部活動等の活動

① 午前中の活動は認めませんが、公式大会あるいは招待試合などの対外的な活動については、許可をする場合があります。

## School Life 学校生活

### ■キリスト教教育について

キリスト教教育について

#### 1 礼拝

私たちの学校は、キリスト教（プロテスタントーバプテスト派一）の精神を基盤として創立されました。その中心は礼拝です。お話を聞きながら、神と人間とが向き合う静かなひとときです。自分を真剣に見つめ、神から平安を与えられる時間として礼拝をささげましょう。

#### ① 礼拝堂での礼拝について

・礼拝堂での礼拝は次の通り行います。

月曜日……………1年生

火曜日・木曜日……………中学

水曜日・金曜日……………高校

・礼拝には、聖書・讃美歌を持参し、指定された席に座り、静かに始まりを待ちます。

#### ② ホームルーム礼拝について

・礼拝堂での礼拝でない日は原則としてホームルーム礼拝をささげます。

#### ③ 礼拝のマナーについて

・服 装…礼拝堂入場にあたっては、制服をきちんと着用しましょう。

・入 場…教室を出たら、これから礼拝を始めるという意識を持ち、私語を慎みましよう。礼拝堂に入場したら、自分の席に着き、礼拝の準備をしてから静かに黙とうをします。

・黙とう…「黙とう」とは声に出さず、心の中で静かに神に祈ることです。静かに目をとじて、心を落ち着かせ、これから始まる礼拝にそなえます。

・讃美歌…司会が讃美歌の番号を告げたら讃美歌を開き、オルガンの前奏と共に黙つ

で立ち上がります。讃美歌は神を賛美する歌ですから、心から歌いましょう。最後は「アーメン」と唱えます。「アーメン」は「まことに、そのとおりに」という意味で、キリスト教の礼拝の中で大切な言葉です。

・聖書…聖書には旧約聖書と新約聖書とがあります。司会が、聖書の箇所とページを告げたら、それに従って静かに開きます。大きな数字で章、小さな数字で節が書いてあります。聖書が読まれる間、共に黙読しましょう。(讃美歌の番号・聖書の箇所は、礼拝堂前面右手の掲示板に示されます。)

・お話し…聖書を通してお話しされます。しっかりと顔を上げて聞きましょう。

・祈とう…手を組んで、静かに目を閉じましょう。お祈りの終わりには共に「アーメン」と唱えましょう。

・頌栄…讃美歌の539番～544番にあります。頌栄の番号を告げられた後、静かに立って歌いましょう。そして、「アーメン」と唱えた後、そのまま立ってオルガンによる後奏を聞き、終わったら静かに着席しましょう。(通常の礼拝では、あまり歌うことはありません。)

・退場…退場のための奏楽が始まったら、先生の指示に従い、出口に近い生徒から整列して順に退場しましょう。礼拝堂を出るまではすべての私語は慎んでください。

以上のように、礼拝は神の前で自分を真剣に見つめる時間ですから、大切にしましょう。少し固苦しい感じがするかもしれませんが、本学院の精神的な基盤を学んでほしいと思います。

(注 意) 聖書、讃美歌を必ず持参しましょう。

定められた座席にきちんと座りましょう。

#### ④ 特別礼拝

教会の暦に従って、花の日礼拝、収穫感謝礼拝、クリスマス礼拝などを行います。どれも大切な礼拝です。特にクリスマス礼拝は、救い主イエス・キリストの誕生を祝う特別な礼拝です。中学の宗教班の生徒を中心に多くのボランティアの生徒達によって行われるページェント(聖誕劇)、キャンドル(光)による十字架、クワイヤー(聖歌隊)による美しい讃美歌の合唱、トーンチャイムの演奏などを通して、イエスさまを私たちの心の中にお迎えする大切な礼拝です。

## 2 聖書科授業

関東学院六浦中学校・高等学校は、キリスト教精神に基づいた自立した人格の形成をはかることを目的としています。特に、授業の中に「聖書」という教科があり、聖書の示す神への畏れ、他者の人格を尊重し、他者と共に生きる人間愛にあふれる豊かな生き方を学びます。

### 3 主な行事

#### ① 施設訪問

少人数のグループに分かれ、いろいろな施設を訪問して、福祉について学び、理解するように努めています。

#### ② ボランティア活動

他者と「共に生きる」ためにどうしたらよいかを皆で学び合う時として、福祉施設等でのボランティア活動を行っています。自分に出来ることは何かを見い出して、積極的に参加しましょう。

### ■持ち物・ロッカーについて

#### 持ち物・ロッカーについて

##### 1 持ち物の記名

自分のすべての持ち物には、学年・組・出席番号・名前を書きましょう。

- ① 聖書・讃美歌（布等のカバーをつける）。
- ② 上履きの表面は漢字、かかとはカタカナで書くこと（黒の油性マジックインキがよい）。
- ③ 制服上下、ワイシャツ、ブラウス、ネクタイ、リボンタイ、セーター、コート、かばん、革靴（靴の内側に）にも名前を書くこと。
- ④ 体操服は、所定の位置に名字を漢字で大きく書くこと。
- ⑤ 運動靴（体育館・グラウンド）は、かかと及び甲の部分（舌タン）の裏に油性マジックで記名すること。
- ⑥ 教科書、ノートには、学年、組、出席番号、氏名を明記すること。

##### 2 ロッカーの使用法

- ① ロッカーは、1個ずつ学年初めから学年末まで個人に貸与される。
- ② ロッカーには必ず鍵をかけること。鍵は、各自が用意すること。（鍵は忘れた場合に備えて、組担任にスペアキーを預ける。）
- ③ ていねいに扱い、破損・汚損のないように注意すること。
- ④ 万一、破損した場合または鍵等を紛失した場合は、組担任に申し出ること。

### ■本校の生徒として守るべきこと

- ・授業中は学科担当教員の指示に従い、真剣に学習すること。
- ・授業妨害は行ってはならない。

- ・ 正当な理由のない欠席、欠課、遅刻、早退をしてはいけない。無届の場合は怠業とみなす。
- ・ 登校してから退校するまで、本校の校地から外に出てはいけない。やむを得ない事情のある場合は組担任（組担任不在の場合は他の教員）に申し出て許可を得ること。
- ・ 試験やその他の学習活動に際しての不正行為は絶対に行ってはならない。
- ・ 校内での掲示物は教務に届け出て、その承諾を得た後所定の場所に掲示すること。ただし、生徒会用の掲示板の利用については生徒会に申し出てから掲示すること。
- ・ 故意に校舎、校具の破損、汚損などの行為は行ってはならない。
- ・ 服装は服装規程を守り、正しく着用すること。
- ・ 盗み、おどし、暴力行為、いじめ、かけごとなどの行為は絶対に行ってはならない。
- ・ 相手を著しく傷つける発言や悪質な暴言は絶対に行ってはならない。
- ・ 喫煙（電子タバコ等を含む）、飲酒（アルコールテイスト飲料を含む）、薬物の乱用、その他誤った行為はしないこと。
- ・ 学校生活に必要なものを持ってきてはいけない。
- ・ カッターなどの危険物を持ってきてはいけない。
- ・ 友人間の物品の売買や貸し借り、他人の物品を無断使用することをしてはいけない。
- ・ 中高生として好ましくない場所に立ち入ってはならない。
- ・ 中学生はアルバイトをしてはいけない。
- ・ 高校生は、学期中のアルバイトは原則禁止する。休暇中にアルバイトをする場合も届け出をし、許可を得なければならない。
- ・ オートバイ、自動車の免許取得は原則認めない。取得した場合、原則卒業時まで免許証を学校で預かる。
- ・ 自転車通学は、自転車通学規程に基づき許可を得てから行うこと。
- ・ 校内での携帯電話の使用を禁止する。校内では電源を切り、鞆の中に保管すること。

以上の規則に違反した場合は学則にもとづいて、以下の懲戒または指導を加えることがある。

- ・ 懲戒…退学処分、校長譴責、教頭譴責
- ・ 指導…生活指導部指導、学年指導、担任指導

## ■ 休暇中の注意事項／試験の注意

### 休暇中の注意事項

- ・ 健康上治療の必要がある場合は、この期間中に十分治療すること。
- ・ 旅行等に出かける場合は、各家庭の責任のもとで行なうこと。

- ・友人の家に宿泊する場合は、必ず前もって保護者同士の了解を得ておくこと。
- ・高校生について、休暇中にアルバイトをする場合は、保護者がその旨を書面で、組担任を通して学校へ届け出ること。届け出て認められたアルバイト以外は禁止する。
- ・中高生として立ち入ってはならない場所（遊戯場、その他 18 歳未満の入場禁止の場所）には入らないこと。
- ・登校するときは、必ず制服を着用すること。
- ・外出するときは、端正な服装をし、頭髪についてはパーマ、染色、脱色等はしないこと。
- ・自転車に乗る場合は、交通ルールを守り、周りに十分注意し、安全に走行すること。
- ・夜間外出はしないこと。県条例により午後 11 時以降の未成年の外出は補導の対象となっている。
- ・休暇中に事故、その他報告すべきことがあった場合はすぐに組担任または学校に連絡すること。
- ・計画をたてて、毎日を規則正しく健康に過ごすよう努力すること。

## 試験の注意事項

### 1 試験全般

- ① 机の中は、空にすること。
- ② 机の上には、筆記用具・消しゴムのみを置くこと。筆箱は鞆にしまい、鞆の中身が見えないようにしっかり閉めること。
- ③ 携帯電話やウェアラブル端末は電源を切って鞆の中にしまうこと。しまっていない場合は、不正行為となります。
- ④ 試験前は気持ちを落ち着かせ、静かに待つこと。私語をしてはいけません。
- ⑤ 問題・解答用紙が配られても、試験開始までは筆記用具を持ってはいけません。名前も書いてはいけません。
- ⑥ 試験開始の合図があったら、最初に名前等を書いてから問題に取り組むこと。
- ⑦ 試験中は静かに取り組むこと。
- ⑧ 試験中に筆記用具等を落としても、勝手に拾うことはできません。静かに手を上げて、試験監督の先生の指示に従うこと。その他の用事が生じた場合も同様です。
- ⑨ 試験終了の合図があったら、速やかに筆記用具を置き、試験監督の先生の指示を待ってください。試験終了後に答案に書き込むと、不正行為となります。
- ⑩ 答案を回収したら、試験監督の先生は記名等の確認を行います。その間は静かに待つこと。
- ⑪ 下敷きの使用は原則禁止です。ただし、机の状態が悪い等で使用せざるを得ない場合は、試験監督の先生の許可を得てから使用してください。ティッシュ等その他の用具についても同様です。



- ⑫ 友達同士の文房具等の貸し借りは一切認めません。忘れ物のないように準備すること。
- ⑬ 試験途中で退室した場合、その時点で答案用紙を回収します。再入室しても続きを受験することはできませんので、十分注意すること。
- ⑭ 試験開始後 15 分以内の遅刻は、試験時間内の受験を認めます。それ以降の受験は認められません。時間に余裕を持って行動すること。

## 2 答案返却時

- ① 答案返却時は、机の上には赤ペンのみを置きましょう。鉛筆・シャープペン・消しゴム等は置いてはいけません。
- ② 答案が返却されたら、速やかに確認作業を進めましょう。採点について疑問がある場合は、その場で担当の先生に申し出ましょう。答案返却の時間外では、変更を受け付けられません。
- ③ 返却された答案内容を書き換えることは、不正行為になります。絶対にしてはいけません。
- ④ 返却された答案用紙は、大切に保管しておきましょう。

## ■服装規程

### 服装規程

冬服着用期間 11月1日～4月30日

夏服着用期間 5月1日～10月31日

#### 1 冬服服装

男子……学校指定のブレザー（徽章をつける）・ズボン・ワイシャツ・ネクタイ（中…ブルー、高…グリーン）を着用する。ベストまたはセーターを着用する場合は学校指定のもの、コートを着用する場合は濃紺または黒の（Pコートやダッフルコートなどのような）ものとする。

女子……学校指定のブレザー（徽章をつける）・スカート・スラックス・ブラウス・リボンタイ（中…黄刺繍、高…白刺繍）を着用する。ただし、スラックスを着用する場合は学校指定のネクタイをする。ベストまたはセーターを着用する場合は学校指定のもの、コートを着用する場合は濃紺または黒の（Pコートやダッフルコートなどのような）ものとする。ストッキングを着用する場合はベージュのものとする。また、タイツの着用を認めるが、色はベージュまたは黒（40 デニール以上の無地・原則 11 月

1日から3月31日までの期間)とする。ただし、黒のタイツ着用時にはソックスを履かない。入学式、卒業式、始業式などの式典や公式行事の際は、黒のタイツを着用せず学校指定のハイソックスを着用すること。

## 2 夏服服装

男子……学校指定のワイシャツ・ズボンを着用すること。

女子……学校指定のブラウス・スカート・スラックスを着用すること。

男女……ブレザー・ネクタイ・リボンタイ・ベスト・セーターの着用は自由。ただし、ブレザー着用時はネクタイ・リボンタイを着用すること。

7月1日から9月30日の期間に限り、学校指定のポロシャツの着用を認める。

## 3 通年

男子……派手な色でないソックスを着用すること。

女子……学校指定のソックス（ハイソックス・ショートソックス）ただし、始業式などの式典や公式行事の際は、ハイソックスを着用すること。

スラックスの場合は派手でないソックスを着用すること。

男女……黒色の革靴・通学用として適する靴・学校指定の上履き

※学校から指示のあった場合は、冬服着用期間・夏服着用期間にかかわらず、指定された制服を着用すること。

## 4 その他

・頭髪……男女とも端正にすること。

・パーマメント、人為的カール、染色、脱色等はしないこと。

・男子の極端な長髪は禁止する。

・女子の極端に長い髪はゴムなどでまとめること。

・その他……男女ともアクセサリや華美な装飾、化粧はしないこと。

・以上の規定にかかわらず、中学生・高校生としてふさわしい身だしなみを心掛けること。

・やむを得ない理由で制服以外の服装をする場合は、組担任を通して学校に申し出て許可を受けること。

・学年徽章

赤（2020年度1年生）・緑・藤・青・白・黄

## ■自転車通学規程

### 自転車通学規程

下記の資格を有し、次の手続き・注意事項を守れる者に対して、自転車通学を許可する。

## 1 資格

下記の住所以外に居住している生徒とする。ただし、学校近隣の京浜急行、シーサイドライン等鉄道の駅やバス停から学校の区間は禁止とする。

### 【禁止区域】

金 沢 区：六浦東（全域）柳町（全域）瀬戸（全域）野島町（全域）乙舩町（全域）  
六浦1丁目 六浦4丁目 六浦南1丁目  
横須賀市：追浜本町（全域）鷹取町（全域）  
夏島町（全域）追浜東町3丁目  
追浜南町1丁目 追浜南町3丁目

## 2 手続き

- ・交通安全講習会受講票を担任または自転車係の教員から受け取り、必要事項を記入して4月に学校で行う交通安全講習会に出席する。4月の講習会に参加しなかった生徒は、9月の講習会を受講するまで自転車通学は認められない。（1年生は4月に全員が交通安全講習会を受講するので、受講票は必要ありません。）
- ・必要書類に記入して事務室で通学用自転車ステッカーを購入する。
- ・ステッカーを貼った自転車を指定日に自転車係の教員に見せて、自転車通学許可の印を学校手帳の所定の場所に押しもらう。
- ・自転車通学を取りやめる場合には、係の教員に速やかに申し出ること。

## 3 注意事項

- ・登録の自転車は原則として一人一台とする。
- ・乗車中は安全第一で走行すること。交通事故に遭わないように十分注意すること。特に、歩行者に対する事故で自転車側が加害者になった場合、多額の損害賠償を請求される例が増えているので注意すること。
- ・自転車通学をする場合は、補償対象となる損害賠償責任保険等に必ず加入すること。（※2019年10月より、神奈川県条例で自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。）
- ・所定のステッカーを必ず貼付すること。
- ・校内の駐輪場にきちんと駐輪し、必ず施錠すること。
- ・二人乗りや夜道の無灯火走行は法律で禁じられています。自転車乗車中の携帯電話や携帯音楽プレーヤーの使用は大変危険なので絶対にしないこと。
- ・登録した自転車を他人に貸さないこと。

- ・自転車を廃棄する場合や、卒業等で本校の生徒でなくなった場合には、ステッカーを必ずはがすこと。
- ・登録しない自転車で通学中に事故に遭い怪我等した場合は保険が適用されないことがあるので注意すること。
- ・走行中は細心の注意を払い、事故を起こさないよう心がけること。

#### 4 通学の取り消し

- ・手続が正しく行われず、注意事項に違反した者は、自転車通学許可を取り消す場合がある。

## ■インターネット利用上のルールとマナー

### インターネット利用上のルールとマナー

#### 1 インターネットのルール・ネチケツト

・情報化が進む現在、35億人以上がコンピュータ端末を利用してインターネットに接続し、様々な情報の収集や発信をしています。インターネットには、一般社会のルールに加えて、ネットワーク特有のエチケットがあり、「ネチケツト」という造語で呼ばれています。インターネットを利用する際には、このネチケツトを良く理解して、各自が一般社会と同様のルールやマナーを守ることが必要です。

・メールやSNS（LINE・Instagram・Facebook・Twitter・Youtube・Blog等）では、相手の顔が見えないことから、日常生活以下のモラルで他人と接してしまう恐れがあります。声や表情は伝わらない場合もあるので、通常の応対以上に相手のことを思いやる気持ちが大切になります。

#### 2 セキュリティ

・パソコンやネットワークの安全性のことを「セキュリティ」といいます。インターネットのような不特定多数がアクセスするようなネットワークでは、このセキュリティはとても大事なことです。ファイルやデータだけでなく、個人情報が第三者の手に渡らないようにするためには、利用者各自のセキュリティに対する自覚が必要になります。一人のセキュリティに対する認識の甘さが、システム全体にダメージを与えることがあります。周りの方々に迷惑をかけないように、日頃から注意する。

##### ○ 自分の身は自分で守る

- ・パスワードは、生年月日などの他人から分かりやすいものを避け、絶対に他人に教えないようにする。
- ・自分で作成した文章やレポートなどの重要なデータファイルは、必ずバックアップをとる習慣を付ける。また、編集途中でも、こまめに保存するように心がける。

・個人が特定されるような、個人情報（住所・氏名・学校名・顔写真・誕生日など）は、絶対にインターネット上に公開しないようにする。プライバシーの保護については、自己防衛の意識が必要です。

### 3 法律で決められていること

#### ○ 著作権を守る

・インターネットの普及によって、文章、画像、音楽などの作品を多くの人に向けて公開されていますが、これらの作品には「知的財産権」があり、無断で作品の複製や加工を行うことは、法律により禁止されています。

#### ○ 肖像権やプライバシーを侵害しない

・他人の写っている画像や動画を勝手にインターネット上に投稿した場合、肖像権侵害になります。また他人の個人情報を公開してしまった場合には、プライバシー権侵害になってしまうので、くれぐれも注意すること。

### 4 個人端末利用上の注意

- ・毎日の学校生活で使用する大切なものです。取扱いに注意すること。
- ・使用しない時はカバンやロッカーに入れて、各自の責任において管理すること。
- ・帰宅後は毎日必ず充電をして、翌日の授業に備えること。
- ・授業時は担当の先生の指示に従って、正しく使用すること。
- ・他人の端末には絶対に手を触れないようにすること。
- ・パスワードは絶対に他人に教えないこと。
- ・電車やバス等、移動中の使用は禁止です。
- ・端末は水に弱い精密機器です。飲食中の使用は控えること。
- ・ペンなどをキーボード上に置いたまま端末を閉じると、液晶画面が割れてしまうので注意すること。

### 5 携帯電話、その他情報端末について

#### ① 携帯電話、その他情報端末について

- ・校内では電源を切り鞆の中にしまわなければなりません。
- ・校内での使用は禁止です。
- ・登下校中においても、保護者との必要最低限の連絡や、緊急時以外の使用は原則禁止です。
- ・ウェアラブル端末の校内での使用は禁止です。電源を切り鞆の中にしまわなければなりません。
- ・学校指定の Chromebook 以外のノートパソコン、タブレット端末の持参は原則禁止

です。

- ・ルールに違反した場合、学校の指導の対象となります。

## ② 保護者の皆様へ

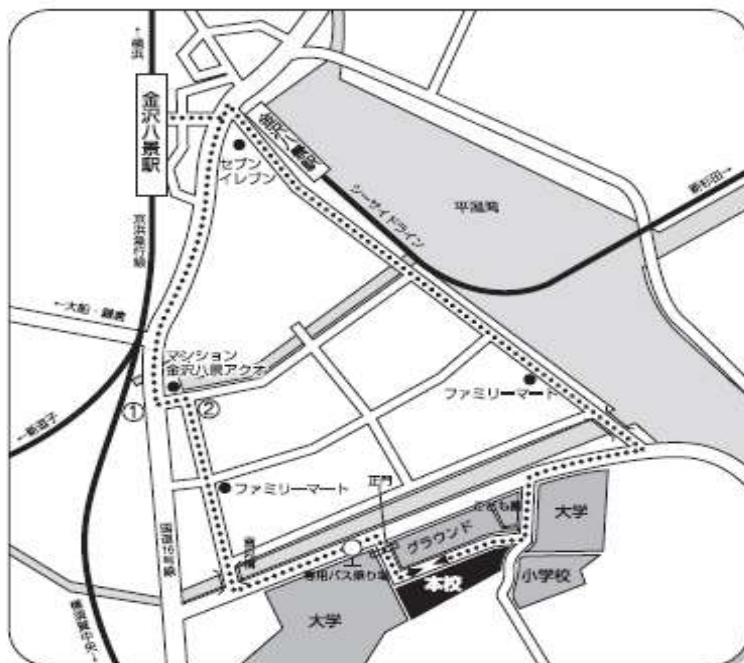
- ・お子様に携帯電話を持たせる際には、お子様と話し合い、家庭ごとのルール作りをしてください。
- ・18歳未満の子どもの携帯電話は、保護者がフィルタリングを設定することが法令で定められています。
- ・近年、インターネット上の書き込みや、携帯電話で撮影した写真等によるトラブルが後を絶ちません。子どもの携帯電話については、保護者の責任が問われます。

## ■通学路規程

### 1 通学路について

- ・金沢八景駅からの通学路は、16号線沿いとシーサイドライン沿いの2つがあります。
- ・16号線沿いの通学路は、交番の先のマンションの角を左折し、保育園の前を右折して、ファミリーマートの通りを直進するルートのみです。(帰りは逆ルートになります) 他の道は通らないでください。

### 通学路



## 2 通学マナーについて

- ・制服を正しく着用して、交通ルールを厳守すること。
- ・通学路は行き帰りともに歩道の右側を通り、3人以上で横に広がって歩いたり、車道にはみ出たりしないこと。
- ・大学内のコンビニを含め、コンビニエンスストア等への立ち入りや食べ歩き・飲み歩きは禁止です。ゴミのポイ捨ても厳禁です。
- ・通学路は君たちだけのものではありません。一般の方を含め、全ての人が気持ちよく利用できるように心がけること。万が一、他の歩行者とぶつかったり、注意を受けたりした場合は素直に謝ること。

## 3 専用バスについて

乗車場所：通学路の地図参照

(循環バスのバス停とは違います)

発車時間：18時10分、18時45分で各1台のみ

- ・順番に列を作ってバスを待つこと。割り込みは厳禁です。
- ・料金は無料です。(循環バスは有料)
- ・車内での飲食は厳禁です。騒いだりせず、マナーを守って静かに乗車すること。

## 中学生編 For junior high school students

### ■学習に関する規程 (中学校)

#### 1 教育課程

- ① 教育課程に従って、学習を進める。
- ② 1年次・2年次は原則6クラス制、3年次はアドバンスクラス1クラス、スタンダードクラス4クラスの原則5クラス制とする。

#### 2 定期試験

1学期中間試験・期末試験、2学期中間試験・期末試験、3学期期末試験の年間5回行う。

### 3 学習評価の方法

各学期、学年末とも10段階とする。

### 4 進級・進学について

- ① 年間60日以上欠席をした場合は、原則として進級・進学を認めない。
- ② 各学年とも本人の希望により原級留置の申し出があった場合、それを認めることがある。
- ③ 同一学年における再度の原級留置は認めない。

### 5 不正行為について

- ① 定期試験中に不正行為があった場合、その期間中の全部の試験科目の点数を零点とする。
- ② その他の試験中に不正行為があった場合、当該科目の当該試験の点数を零点とする。
- ③ 不正行為のあった科目については、その後の学期末の成績票は空欄とし、学年評定の決定は学年末の成績査定会議で行う。

## For senior high school students 高校生編

### ■ 学習に関する規程（高等学校）

#### 1 教育課程

- ① 教育課程に従って、学習を進める。
- ② 4年生（高1）は、原則として、スタンダードクラス3クラス、アドバンスクラス2クラスの5クラスの編成とする。
- ③ 5年生（高2）、6年生（高3）は、学習進度、将来の進路や文系・理系等によらない5クラス編成とする。

#### 2 定期試験

1学期中間試験・期末試験、2学期中間試験・期末試験、3学期期末試験（4年・5年のみ）の年間5回行う。

#### 3 学習評価の方法

各学期の評定は10段階、学年評定・卒業査定の評定は5段階とする。



#### 4 授業の欠課・遅刻・退出

- ① 授業を欠席した場合および授業における 15 分を超える遅刻・退出は、1 時間の欠課とする。
- ② 15 分以内の遅刻・退出は、これらの回数の合計 3 回をもって 1 時間の欠課とする。

#### 5 単位の認定・不認定

- ① 学年評定「2」以上を合格とし、単位修得を認定する。
- ② 各科目において、欠課時数とその科目の年間授業時数の 5 分の 1 を超えた場合は、原則としてその科目の単位修得を認めない。

#### 6 進級・卒業の認定

- ① 4 年生（高 1）・5 年生（高 2）においては、それぞれの学年における卒業認定科目を履修修得した生徒の次学年への進級を認定する。
- ② すべての卒業認定科目を履修修得し、卒業が認定される。
- ③ 卒業認定科目とは、自由選択科目以外のすべての履修科目をいう。

#### 7 原級留置・卒業不認定

- ① 4 年生（高 1）・5 年生（高 2）は、学年末において次のいずれかの場合に該当するとき、原級留置となる。
  - ・卒業認定科目について、単位不認定が 4 科目以上または 12 単位以上の場合。
  - ・卒業認定科目のうち、欠課時数とその科目の年間授業時数の 5 分の 1 を超えた科目が 1 科目以上ある場合。
- ② 6 年生（高 3）は、学年末において次のいずれかの場合に該当するとき、卒業不認定となる。
  - ・卒業認定科目のうち、単位不認定科目が 1 科目以上ある場合。
  - ・卒業認定科目のうち、欠課時数とその科目の年間授業時数の 5 分の 1 を超えた科目が 1 科目以上ある場合。
- ③ 上記の規定では原級留置とならないが、自ら原級留置を希望する場合は、これを認めることがある。
- ④ 同一学年において再度の原級留置はできない。

#### 8 単位の追認（再履修）

- ① 4 年生（高 1）・5 年生（高 2）の学年末において、卒業認定科目のうち単位不認定科目が 3 科目以内かつ 11 単位以内の場合、再履修の制度により単位追認の機会を得ることができる。

- ② 再履修制度は、次学年に仮進級したうえで、課題学習を行い、再試験を受験するものである。
- ③ 課題学習と再試験は、4月から9月までに3回実施する。これに合格すればその科目の単位を追認する。
- ④ 上記③に不合格の場合、さらに課題学習と再試験を2月までに3回実施し、これに合格すればその科目の単位を追認する。
- ⑤ 上記④に不合格の場合、次年度引き続き再履修を行う。
- ⑥ 欠課時数とその科目の年間授業時数の5分の1を超えた科目は、原則として再履修することはできない。

## 9 不正行為の扱い

- ① 定期試験中に不正行為があった場合、その期間中のすべての試験科目を零点とする。
- ② 定期試験以外の試験で不正行為があった場合、当該科目の当該試験を零点とする。
- ③ 不正行為のあった科目については、それ以後の学期末の成績票は空欄とし、学年末の成績査定会議で単位の認定・不認定を決定する。

## ■保健室利用規程

### ① 保健室利用についての心得

- ・保健室は、健康診断、健康相談、救急処置等を行う場所です。
- ・保健室の処置は、医師の診察を受けるまでの応急手当であるため、帰宅後は必要に応じて受診しましょう。
- ・内服薬はもらえません。(本校では、内服薬を使用しておりません。)
- ・家庭における傷病は、家庭で処置、受診してください。
- ・クラブ活動中の傷病については、顧問に必ず報告すること。

### ② 保健室利用の方法

- ・挨拶をして静かに入退室すること。入室時は、入室した具体的な理由を養護教員に伝えること。
- ・原則として休み時間に利用します。
- ・授業中に体調不良になった場合、ケガをした場合は、教科担当の教員の許可を取り、保健室に行くこと。
- ・保健室を利用し授業に遅刻した場合、または休養のため授業を欠席した場合は、教科担当の教員へ保健室から持たされた連絡カードを渡すこと。

### ③ 学校感染症について

次の感染症にかかった場合は出席停止となるため、直ちに報告すること。出席停止

の期間は、受診した医療機関の医師の指示に従うこと。次に登校する前に、受診先で「出校許可届」(学校手帳または学校HP「保護者向け資料」からダウンロード)に証明を受け、組担任に提出すること。

※インフルエンザについては、別書式(保護者記入)があります。

#### 学校感染症の種類

第一種： エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱

痘瘡 南米出血熱 ペスト

マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎

ジフテリア 重症急性呼吸器症候群

鳥インフルエンザ

新型インフルエンザ等感染症

指定感染症及び新感染症

第二種： インフルエンザ 百日咳 麻疹

流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱

結核 髄膜炎菌性髄膜炎

第三種： コレラ 細菌性赤痢

腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス

パラチフス 流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎 その他の感染症

※新型コロナウイルス感染症については別途資料でお知らせしています

## ■ 食堂・生徒ラウンジ・購買部利用規程

### 食堂の利用法

- ・利用時間は月曜日～金曜日の昼休みとする。
- ・平日、食堂内で飲食できるのは原則として3年生及び高校生とする。
- ・弁当は午前中の各休み時間に予約し、昼休みに受け取ります。
- ・パンの販売は、昼休みのみとする。
- ・食堂では静かに順番を待つこと。
- ・混雑を避けるため、希望品目はあらかじめ食券を購入し予約することができる。
- ・注文品(弁当を除く)は食堂の外へ持ち出さないこと。
- ・セルフサービスなので、各自責任をもって食器を指定場所へもどす等の後片付けをすること。
- ・食堂内では、他人の迷惑にならないようお互いに十分気をつけること。

- ・食べ歩きをせず、マナーを守って利用すること。

#### 生徒ラウンジ

- ・生徒ラウンジは、生徒の皆さんが談話をしたり読書をしたり、自由にくつろげる場所です。
- ・利用可能時間は、平日は7:30～18:00、土曜日や長期休暇中は7:30～16:00です。
- ・部活動やその他の会合で、占有して使用することは出来ません。(休日を除く。)
- ・休日(日曜日・祝祭日)に団体等で利用を希望する場合には、事前に顧問より利用願を提出して許可を得てください。
- ・テーブルや椅子を移動した場合には、必ず元の状態に戻してください。
- ・飲食は可能ですが、食堂から飲食物を持ち込むことは禁止します。
- ・食べ歩きは止めましょう。
- ・ゴミ、空き缶、ペットボトル等は各自で責任をもって、所定の場所に捨てましょう。
- ・もし汚してしまった場合には、洗面台にあるフキンや備え付けのモップで清掃してください。
- ・万一、汚損、破損をしてしまった場合には、速やかに担任の先生へ申し出ましょう。
- ・皆さんのラウンジです。互いに快適に利用できるよう、マナーを守って利用しましょう。

#### 購買部

購買部では、学校生活に必要な文房具や、上履き等の学用品などが揃っています。

購買部の営業時間 (月)～(金) 8:00～16:30

#### 購買部の利用法

休み時間に利用します。

買い替え等で、年度初め、学期初めは混み合うので、時期は余裕を持って購入しましょう。

必要以上の高額なお金を持つての登校は控えましょう。

#### 制服注文について

店頭で随時受け付けています。休業日はインターネットでの注文も可能です(女子スラックス、女子ネクタイは除く)。

## For parents 保護者の皆様へ

### ■事務連絡に関すること

#### 1 欠席・遅刻・早退

##### ①欠席

当日の朝 8 : 10 までに学校へ保護者が KGM 通信で連絡してください。

病気や怪我による長期欠席の場合は、医師の診断書を提出してください。

##### ②遅刻

当日の朝 8 : 10 までに学校へ保護者が KGM 通信で連絡してください。

交通機関の混乱による遅刻は、その交通機関で発行する証明書を原則として提出してください。

ホームルームまたは礼拝終了後に登校した生徒は、教員室で「遅刻報告カード」を記入、提出し、「教室入室カード」の発行を受け、授業担当の先生に提出してください。

##### ③早退

当日の朝 8 : 10 までに学校へ保護者が KGM 通信で連絡してください。

病気・けがによる早退は、帰宅したら必ず学校へその旨連絡をしてください。

#### 2 忌引・公欠

次の場合は、忌引・公欠として、登校しなければならない日数から減じられます。

学校へ保護者が KGM 通信で、事由（例：〇〇逝去のため、インフルエンザのため）、日程（〇月〇日～〇月〇日）を連絡してください。

##### ①忌引

両親・保護者の死亡…………… 7 日以内

兄弟姉妹・祖父母・伯叔父母・同居親族の死亡

…………… 3 日以内

##### ②公欠

- ・生徒会の公式自治活動
- ・校務補助
- ・本人の入学及び就職試験
- ・特別健康診断
- ・感染症による出席停止
- ・その他、学校長が特に認めた事由のための欠席または欠課

### 3 定期券

通学定期券の購入について

通学定期券は、鉄道の場合自宅の最寄りの駅から京浜急行線追浜駅または金沢八景駅までの最短距離について、バスの場合自宅の最寄り停留所から最寄りの駅までと関東学院循環バスの定期券を購入することができます。

身分証明書裏 『通学定期乗車券発行控』 の欄に、現住所、通学区間等の必要事項を記入し、通学定期券発行取扱駅窓口へ直接申し込んでください。

### 4 各種届について

次の場合、定められた書式による届け・願いを、組担任を通して教頭へ提出してください。

- ① 住所変更届
- ② 保護者名変更届
- ③ 生徒氏名変更届
- ④ 休学願…保護者が来校の上、提出してください。必要に応じ、医師の診断書を添付してください。
- ⑤ 退学願…保護者が来校の上、提出してください。
- ⑥ 転出願…保護者が来校の上、提出してください。
- ⑦ 卒業転出願（中学）…保護者が来校の上、提出してください。
- ⑧ 身分証明書再交付願
- ⑨ 校納金納入延期願…校納金の納入が遅れる場合に提出します。理由なく3箇月以上滞納すると、登校停止または退学を命じられることがあるので注意してください。

※上記、届出の書式は、学校 HP に掲載されています（卒業転出願を除く）。

## ■災害共済給付制度について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

本校では在学する生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、学校の管理下において生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、本校では全員加入とさせていただきます。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたし

ますので、ご了承ください。

なお、以下の場合に給付されます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含む。）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ③ 通常の経路及び方法により通学（園）する場合
- ④ 寄宿舍（寮）での事故の場合